**世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業**

**(外部専門人材の登用)**

**（日本政府観光局（JNTO）の確認に係るチェックリスト）**

○標記補助金について、４つある補助対象分野のうち以下２分野については、以下の対応が必要となるため、以下チェックリストで確認の上、調査票にあわせて提出ください。

（事業内容の妥当性（日本政府観光局の事業と重複していないか）等の確認となります。）

**インバウンドに関するデータ分析・誘客戦略の策定**

登用される外部専門人材が携わる事業内容について、日本政府観光局の確認を受けるとともに、日本政府観光局と連携して実施すること。

**国外向けの戦略的な情報発信・プロモーション**

補助対象事業者が行うプロモーションの方針について、日本政府観光局の確認を受けること。

※日本政府観光局の確認については、本チェックリストをもとに観光庁がまとめて確認いたしますので、日本政府観光局への個別の確認は不要です。

記載日：令和　年　月　日

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 専門人材氏名 |  |
| 分野（※1） |  |

※1以下のいずれかを記載してください。

・インバウンドに関するデータ分析・誘客戦略の策定

・国外向けの戦略的な情報発信・プロモーション

**インバウンドに関するデータ分析・誘客戦略の策定**

確認できたものに「○」を記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | チェック項目 | | 確認 |
| 1 | [データ分析]  仮説に基づく調査・分析を行うこととしているか。（※2） | |  |
| 2 | [データ分析]  期待する調査結果を見据えて適切な分析手法とすることとしているか。（※3） | |  |
| 3 | [データ分析]  具体施策につながる調査内容とすることとしているか。 | |  |
| 4 | [誘客戦略策定]  ターゲット市場(国・地域又は富裕層等の特定層)を定めているか。（※4） | |  |
| ターゲット市場　　国名等［　　　　　　　　　　　　　　　　　　］ | | |
|  | 内容確認事項 | 記載 | |
| 5 | [JNTOの取組との重複]  世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業で取り組む内容とJNTOの取組が重複していないと考えられる理由 |  | |
| 6 | [JNTOの取組との連携]  世界に誇る観光地を形成するためのDMO体制整備事業で取り組む内容のなかでJNTOの取組との連携を図る点 |  | |

※2 漠然とした分析調査をするのではなく、期待される調査結果・具体的な考察等を踏まえ、調査設計が検討されているかがポイントとなります。

※3 適切なデータの分析範囲、データ量等となっているかがポイントとなります。

（例えば、「SNSユーザーの動向が知りたい」という場合、お金をかけてソーシャルリスニング調査までするのか、Facebookの書き込みを丁寧に読み解くことで済むのかなど、多面的な観点で検討した上での対応となっているかがポイントとなります。）

※4 国・地域を設定している場合、本事業が以下HP内容を勘案したものであるか確認ください。

* 訪日旅行データハンドブック（各国の宗教・祝祭日等の基礎データや経済指標、外国旅行動向や訪日旅行動向をまとめたもの。）

<https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/datahandbook.html>

* 世界の市場別基礎情報

<https://www.jnto.go.jp/jpn/inbound_market/index.html>

* 「日本の観光統計データ」サイト（訪日外客数や都道府県別訪問率、旅行消費額など、訪日外国人に関するデータをまとめた統計データ。）

<https://statistics.jnto.go.jp/>

**国外向けの戦略的な情報発信・プロモーション**

確認できたものに「○」を記載してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | チェック項目 | | 確認 |
| 1 | 申請者はJNTOと連携協定を締結しているか。また申請する事業内容に関してJNTOと適切な役割分担の上、連携して実施するものとなっているか。 | |  |
| 2 | ターゲット市場(国・地域又は富裕層等の特定層)を定めているか。（※7） | |  |
| ターゲット市場　　国名等［　　　　　　　　　　　　　　　　　　］ | | |
| 3 | ターゲット市場に対応した言語の情報発信を、ネイティブチェックを行った上で実施することとしているか。また、翻訳は、日本人向けに記載されたテキストを直訳するのではなく、外国人の視点で執筆された読み手に伝わりやすいものとすることとしているか。 | |  |
| 4 | 地域ならではの視点で事業を行うこととしているか。 | |  |
| 5 | [ウェブサイトを活用するものである場合]日本政府観光局のマニュアル（※8）に留意して実施することとしている事業であるか。 | |  |
|  | 内容確認事項 | 記載 | |
| 6 | [JNTOとの役割分担及び協力体制]  申請者とJNTOがそれぞれ担う役割及び連携して取組む内容 |  | |

※5 国・地域を設定している場合、本事業が※4のHP内容を勘案したものであるか確認ください。

※6 以下HP内容を勘案したものであるか確認ください。

■ 外国人向けウェブサイト制作マニュアル「外国人旅行者を魅了するウェブサイトの作り方(英語実例集)」

日本政府観光局がグローバルウェブサイトの再構築を進める過程において得た知見や知識等を、現場の担当者目線でまとめあげた資料。特に、ウェブサイト制作の柱となる企画の段階や仕様書にまとめるパートを重点的に紹介しています。

<https://www.jnto.go.jp/eng/download/index.html>

* 使用目的外の本マニュアルの内容及び画像等の無断転載・無断使用は厳禁。